

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第430号)

平成17年11月25日

横情審答申第430号

平成17年11月25日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年5月30日港南サ第91号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者本人に係る相談記録」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てにつ
いての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者本人に係る相談記録」の個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「請求者本人に係る相談記録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成17年4月27日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報のうち請求者本人の相談内容及び相談経過（以下「本件申立部分」という。）については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第2号及び第7号に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第22条第2号の該当性について

本件申立部分については、相談の性質上、請求者本人の生命、健康、生活を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

福祉保健センターサービス課（以下「サービス課」という。）の相談事業は、相談者自身が強い不安を抱えた中での相談や緊急的な避難が多いため、情報管理や他専門機関との連携は非常に重要である。本件申立部分については、開示することにより適切な情報管理や他専門機関との連携が困難となり、今後の当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分について、全面開示との決定を求める。

(2) 申立人が相談をした記録は、申立人の個人情報であり、これが開示されないことは疑問である。また、平成16年9月16日の状況の記憶が定かでないので開示してほしい。

- (3) 申立人が知らないところで、行政はどのような扱いをしているのかも開示してほしい。
- (4) 条例第22条第2号の「請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれ」については、申立人は否定しており、現在、将来においても、そのような事態になるとは認識していない。よって、条例第22条第2号の適用は根拠が無いので、妥当ではない。

処分決定者は現状事実認定を何ら行わないで、条例第22条第2号を適用する行為は、申立人の請求権という人権を剥奪する越権行為である。

- (5) 条例第22条第7号の適用は、客観的根拠が無いので、妥当ではない。

理解困難な理由であり、条例第28条「当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」との規定に違反している。

- (6) 条例は、個人の権利、利益を守ることが大義であり、本人の個人情報が開示されるべきである。

5 審査会の判断

- (1) サービス課の相談事業について

サービス課では、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第13号）第3条及び第4条に基づく婦人相談員である女性福祉相談員（以下「女性福祉相談員」という。）が婦人保護事業として女性福祉に関する相談（以下「女性福祉相談」という。）に応じ、必要な支援及び保護を行っている。

- (2) 本件個人情報について

本件個人情報は、申立人から女性福祉相談を受けた際に女性福祉相談員が作成した申立人に係る婦人相談票である。

婦人相談票は、婦人相談票表紙及び相談経過で構成されており、婦人相談票表紙には、受付番号、受付年月日、経路、新規・再来の別、相談者（氏名、居所又は現住所、生年月日、住民登録、住居及び生活保護の有無）、相談内容（主訴及び内容）、家族構成、夫・男性の状況、子どもの状況、親族の状況等の事項が記録され相談経過には、平成16年9月16日からの相談経過が記録されている。

また、本件申立部分は、本件個人情報のうち非開示とされた婦人相談票表紙の相談内容（主訴及び内容）及び相談経過である。

- (3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報

であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分を開示すると適切な情報管理や他専門機関との連携が困難となり、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示としたとしている。

ウ 当審査会としては、女性福祉相談事業の性質を踏まえ本件申立部分を見分し、本件処分の妥当性について検討を行った。

サービス課で行われる女性福祉相談事業の特徴は、女性が抱える家庭・夫婦・経済・男女・性の問題等の悩みや不安について、女性福祉相談員が相談者に助言や援助を行い、困難な問題は、神奈川県女性相談所等と連携をとりながら解決を図るものである。主な相談内容は、夫やパートナーなどからの暴力に関する相談であり、そのような場合、相談者やその同伴家族の安全確保のため、緊急的な保護を行う必要から神奈川県女性相談所に一時保護の申請手続きをとり、相談者に適した一時保護施設を紹介する等の支援も行う。女性福祉相談員は、一時保護施設等に相談者が移った後も、心身の休養や今後の生活についての相談や情報提供などの支援を行っていく。

このように、サービス課が行う女性福祉相談事業は、サービス課単独でその解決ないし救済を行うことは少なく、関係機関、関係団体等との密接、迅速な連携と協力体制が必要となることから、相談者との間だけでなく関係機関、関係団体等との信頼関係が必要である。相談等の内容については、その一部であってもそれを開示することにより、関係機関、関係団体等がどのような方針の下にどのような対応をするかが明らかとなり、これらの情報を開示することは、この信頼関係の構築、維持にとって重大な支障があるものと推察される。

また、相談時の記憶が定かではないので開示してほしい、あるいは本人の相談記録である本人の個人情報が開示されないことは疑問であると申立人は主張するが、上記のとおり女性福祉相談事業の性格から、相談者の記録である婦人相談票の相談内容や相談経過には、相談者本人はもとより本人の家族・家庭に関する情報も含まれていること及び相談者自身が強い不安を抱えた中での相談や緊急的な避難であるケースが多く、本件も例外ではないこと等を考え合わせると、その内容を開示することは、それが本人に開示されるものであるとしても、本人のみならず本人の家族

等がその内容を知る可能性は否定できず、その場合、仮に相談者が著しい不利益を受けるような事態が発生した際は、女性福祉相談事業に対する信頼は失われ、相談者が安心して相談できなくなることは明らかであり、開示することは今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

以上のことから、当審査会としては、本件申立部分を開示すると適切な情報管理や他専門機関との連携が困難となり、今後の女性福祉相談事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本件申立部分は本号に該当すると判断した。

(4) 条例第22条第2号の該当性について

ア 条例第22条第2号では、「本人開示請求者・・・の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」が含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分を開示すると相談の性質上、請求者本人の生命、健康、生活を害するおそれがあることから、本号に該当し非開示としたと主張するが、前記(3)で述べたように、同条第7号に該当し非開示とすべきものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立部分を条例第22条第7号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年5月30日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成17年6月17日 (第3回第三部会)	・諮問の報告
平成17年6月23日	・部会で審議する旨決定
平成17年6月24日 (第65回第二部会) 平成17年7月14日 (第64回第一部会)	・諮問の報告
平成17年7月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成17年8月26日 (第69回第二部会)	・審議
平成17年9月9日 (第70回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成17年9月30日 (第71回第二部会)	・審議
平成17年10月14日 (第72回第二部会)	・審議
平成17年10月28日 (第73回第二部会)	・審議